



職員の懲戒処分について

令和5年10月24日付けで行いました職員の処分につきまして報告いたします。

1 職員の処分

習志野市人事審査会及び習志野市企業局において審査した結果、以下のとおり処分しました。

被処分者の属する部名	企業局工務部	都市環境部	企業局工務部
被処分者の役職*	副技監	課長	主幹
被処分者の年齢	58歳	56歳	51歳
処分内容	減給 10 分の 1 1カ月	減給 10 分の 1 1カ月	戒告

処分年月日 令和5年10月24日

※役職は現在のものです。

2 事実の概要

被処分者は、平成30年度から令和元年度に、下水道課において本来必要な契約手続きを行わないまま、業務を実行させた。その後、当該業務にかかる経費を別契約において数回に分けて上乘せし、分割して支払いしていた。

このことは地方自治法並びに習志野市財務規則及び習志野市公営企業会計規程違反であり、その責任は免れない。よって、地方公務員法第29条第1項第1号ないし第2号、並びに本市懲戒処分の指針の規定に基づき、処分を行うものである。

【宮本泰介市長コメント】

必要な手続きを省き業務を遂行することは市民の信頼を損ねる違法行為であり、深くお詫び申し上げます。このことを受け、あらためて職務の本質から追究し、綱紀粛正を図ってまいります。

【市川隆幸企業管理者コメント】

市民のライフラインを担う企業局において、不適正な事務処理が行われていたことは誠に遺憾であり、重く受け止めるとともに、深くお詫び申し上げます。

今後、再発防止の取り組みを強化し、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

問合せ先

習志野市総務部人事課
電話：047-453-9216

習志野市企業局企業総務課
電話：047-475-3322